

台風等による暴風警報等発表時及び解除時等の対応基準

磐田市教育委員会

時刻 情報	家庭	学校・園	
	登校前	午前	午後
注意報	○登校	○通常通り	○通常通り ・状況に応じて下校
警 報	○自宅待機	○残留 ・状況に応じて下校	○残留 ・状況に応じて下校
解 除	○午前10時前 登校 ○午前10時以後 休校		

※「気象等に関する特別警報」

時刻 情報	家庭	学校・園	
	登校前	午前	午後
特別警報	○自宅待機	○残留	○残留
解 除	○自宅待機	○安全が確認されたのち、下校又は保護者引き渡し	

◎ 原則として学校長・園長が判断する。

【留意点】

- ・ 特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれ著しく大きい場合に発表される。
- ・ その他の警報（大雨、大雪、洪水等）が発表され、この基準によりがたい場合には、児童生徒等の安全を第一に考え、学校長・園長の判断により措置を講ずる。この場合、速やかに教育総務課に報告する。
- ・ 停電等が発生し、学校において午前6時30分の時点で電気または水道が不通の場合は、原則休校とする。この場合は、学校・園ごとの措置とし、電気・水道の両方が復旧するまで継続する。停電時の保護者等への連絡については、「いわたホットライン」等、使用可能な連絡手段を用いて行う。
- ・ 電気・水道の両方が復旧し、安全に配慮して学校を再開するにあたり、児童生徒を弁当持参で登校させる場合は、各家庭で用意できる食料（菓子パン、家に備蓄してある非常食等）を持参すればよいことを周知する。
- ・ 保護者引き渡しについては、兄弟姉妹関係を配慮し中学校区ごとに引き渡し体制の確認をする。また、保護者への事前周知を徹底し、学校・園の対応を明確にする。
- ・ 自宅待機や休校措置をとった場合、その後の登校に関する家庭への連絡は「連絡網」や「いわたホットライン」を利用する。
- ・ 気象状況によっては、教育委員会の判断により対応を「ファクシミリ」、「メール」、「いわたホットライン」等で指示する場合がある。
- ・ 家庭への連絡は、連絡網や「いわたホットライン」を利用する。なお、「いわたホットライン」への登録を随時推進し、その充実を図っていく。
- ・ 外国籍児童生徒等の家庭には外国籍保護者同士のネットワークを利用するなど、確実に連絡が伝達されるよう体制を整えておく。

○ 警報の発表・解除の情報について、各家庭においてテレビやラジオ、インターネット等から情報を入手するよう事前に働きかけておく。

大津波警報・津波警報・津波注意報発表時及び解除時等の対応基準

磐田市教育委員会

	大津波警報・津波警報		津波注意報
	発 表	解 除	
登 校 前	○避難行動又は自宅待機	○午前 10 時前 登校 ○午前 10 時以後 休校	津波の発生が、遠地近地にかかわらず、津波（一波・二波）が到着しても被害が生じる高さではないと学校が判断した場合、登校前、登校中、在校中、下校中、全て通常通りの対応となる。 ただし、海岸近くにいる場合は、すぐにその場から離れ避難行動をとる。 ※注意報から警報に変更された場合には速やかに警報の対応をとる。
登 校 中	○避難行動	○午前 10 時前 通常通り 《学校にいる場合》 ・通常通り ※ただし、被害状況により保護者引き渡し 《学校以外にいる場合》 ・登校後、通常通り ※ただし、登校後被害状況により保護者引き渡し ○午前 10 時以後 休校 《学校にいる場合》 ・保護者引き渡し又は下校	
在 校 中	○学校待機又は避難行動	○通常通り ※ただし、被害状況により保護者引き渡し	
下 校 中	○避難行動	《学校に避難してきた場合》 ・保護者引き渡し又は下校 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難所等へ移動	

◎ 原則として学校長・園長が判断する。

【留意点】

- ・ 第 4 次地震被害想定で津波浸水地域を学区に持つ学校が対象であるが、想定地域外であっても状況によっては同様の対応になる場合がある。また、遠隔地地震による津波情報が発表された場合にも同様の対応とする。
- ・ 津波発生の有無に関わらず、上記の対応基準に沿うこととする。
- ・ 津波注意報であっても、災害の発生や突然の警報への変更があり得るため、情報には常に留意し、危機感をもって対応する。なお、注意報でも避難所が開設される場合があるため、開設時の支援が必要となる場合がある。
- ・ 登校中や在校中に警報が解除された場合、安全が確認できれば、通常の対応となることもある。そうした場合の対応については、事前に周知徹底を図るとともに、連絡網や「いわたホッとライン」を利用して各家庭に連絡する。
- ・ 別紙「東海地震に関連する調査情報・注意情報・予知情報（警戒宣言）発表時及び東海地震を含む大規模地震（震度 5 弱以上）発生時の対応基準」【留意点】に準ずる。

《用語について》

- ・ 避難行動…学校又は高台、避難タワー等の避難場所へ

参考一津波警報・注意報の種類

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

（※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震）

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。ただちに海から上がって、海岸から離れてください。